

# 近畿税政連FaxNews

発行 近畿税理士政治連盟 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 令和5年12月14日

## 令和6年度税制改正大綱が決定

令和6年度税制改正大綱が、12月14日に与党において決定された。

近税政では、日税政及び近税会と連携し、情報収集と陳情に努めてきた。この結果、要望項目のうち、令和6年度において決定した主な項目は次の通りである。

### I 法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承認計画の提出期限の延長

法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承認計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承認計画の提出期限を令和8年3月末までに2年延長する。

この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。あわせて、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても2年延長する。

### II 賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、中小企業向けの措置について控除限度超過額は5年間の繰越しができることとしたうえ、その適用期限を3年間（令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度）延長する。

※ 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

### III 外形標準課税の適用対象法人のあり方について

外形標準課税の適用対象法人については、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、減資への対応として、大法人に対する補充的な基準（前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする）が追加された。

なお、今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。